

【学位論文審査の要旨】

1. 審査結果

本論文は、日本の労働基準監督行政組織が、「斉一性」という価値によって、その「制度化」を遂げる過程を歴史的に分析した論文である。本論文には大きく3つの貢献があると考えられる。

第一に、本論文は、これまで日本の行政学ではほとんど取り扱われてこなかった労働監督行政組織を対象としているという新規性をもつ。日本の労働基準監督行政組織は、本論文の第4章の分析からも明らかにされているように、中央直轄の国の行政組織として設立されている。また、その活動を担う労働基準監督官は、専門職試験によって採用され、特別司法警察権限をもつなど、行政官としての特殊性・専門性を備えている。こうした組織・人事の面での特殊性をもつ労働基準監督行政組織に関する包括的な研究を行った本論文は、日本の行政組織研究の欠落を埋める意義を有している。

しかし第二に、本論文の意義は、単に既存研究の欠落を埋めることにとどまるわけではない。近年の政治学・行政学における官僚制研究では、官僚制組織の行動を政治的要因によって説明する研究が主流を占めてきたが、本論文は、行政組織に関する国内外の既存研究を幅広く渉猟した上で、「中核技術」の獲得による「制度化」という組織内在的な要因から官僚制組織の発展過程を分析する枠組みを提示している。こうした本論文の分析枠組みは、他の行政組織の分析にも応用できる広がりを持っている。

第三に、本論文は、行政組織の規制執行活動に関する実証研究としての意義をも有している。特に本論文第5章では、インタビュー調査や綿密な資料分析に基づき、労働基準監督行政組織の人事や臨検監督の運用実態を明らかにするとともに、これを歴史的な分析と接合させて労働基準監督という規制執行活動の構造的特徴を描き出すことに成功している。

しかしながら、本論文に対しては、いくつかの課題も指摘せざるを得ない。

第一に、行政組織の「制度化」を分析した歴史的な研究でありながら、政治学における歴史的制度論と本論文の分析枠組みとの関係が必ずしも明確ではなく、分析枠組みのさらなる彫琢が望まれる。第二に、本論文の核心をなす第5章の分量が他章に比べて多い反面、労働基準監督行政組織が「斉一性」という価値を獲得した後、1980年代における労働基準監督行政の分析が十分行われておらず、論文構成上のバランスを欠いている点が惜しまれる。とはいえ、これらは本論文の学術的意義に比べれば些細なものであり、その価値を損なうものではない。

2. 合否判定

本審査委員会は、学位申請者である前田貴洋に対して、平成31年2月14日に本論文についての口頭試問を実施した。口頭試問における前田の応答は明快であり、申請者が博士

学位を取得するにふさわしい学識を有していることが確認できた。よって、本審査委員会は、申請者・前田貴洋に対して、首都大学東京博士（政治学）の学位を授与することが適当であると判定する。